

関係条文抜粋（第1号議案）

静岡県屋外広告物条例（抄）

（特別規制地域）

第3条 次に掲げる地域又は場所（以下「特別規制地域」という。）においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

（略）

(6) 高速自動車国道第一東海自動車道及び東海道新幹線鉄道の全区間並びに高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（建設中のものを含む。）、伊豆縦貫自動車道天城北道路（建設中のものを含む。）、道路（高速自動車国道第一東海自動車道、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線及び伊豆縦貫自動車道天城北道路を除く。）及び鉄道（東海道新幹線鉄道を除く。）の知事が指定する区間

(7) 前号に規定する区間から1,000メートル以内の地域のうち知事が指定する区域

（略）

（普通規制地域）

第5条 次に掲げる地域又は場所のうち特別規制地域に含まれない地域又は場所（以下「普通規制地域」という。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするとき（前条の規定により、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止されている場合を除く。）は、知事の許可を受けなければならない。

(1) 都市計画法第2章の規定により定められた用途地域

(2) 道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間

(3) 第3条第6号又は前号に規定する区間から、1,500メートル以内の地域のうち知事が指定する区域

（略）

（静岡県屋外広告物審議会の権限）

第27条 知事は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

(1) 第3条第4号から第7号まで、第9号及び第10号、第5条第2号から第4号まで、第6条第1項第4号並びに第6条の2第1項の規定による指定並びにその指定の変更及び解除

(2) 第6条第1項第2号及び第4号、同条第2項第1号から第3号まで、第6号及び第9号、同条第3項第1号並びに第10条に規定する基準の設定並びにその基準の変更及び廃止

2 審議会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、広告物に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、広告物に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

4 知事は、第1項及び第2項の諮問を行うときは、県民の意見の聴取その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

平成 10 年 4 月 1 日静岡県屋外広告物条例改正時資料<抜粋>
(平成 9 年度第 2 回静岡県屋外広告物審議会において議決)

知事の指定事項の見直し方針

2 指定の見直しの基本方針

(3) 道路及び鉄道の区間並びにこれらから接続する地域（特別規制地域及び普通規制地域）

ア 富士・箱根・伊豆、日本平、浜名湖周辺の道路を重視

イ スカイライン等眺望のよい道路については、1,000m の特別規制地域

ウ 富士山の景観を重視したい道路については、800m の特別規制地域

エ 自然景観を重視したい道路については、500m の特別規制地域

オ 東名高速道路及び新幹線については、

基本	特別規制地域	500m	普通規制地域	1,000m
----	--------	------	--------	--------

富士山	特別規制地域	1,000m (富士山側)	普通規制地域	1,500m (富士山側)
-----	--------	---------------	--------	---------------

カ バイパスについては、300m の特別規制地域

キ 景観保全のため必要な地域に 500m の普通規制地域

ク 500m 以上の特別規制地域が設定されている場合については、普通規制地域を設定しない。

ケ 面規制で対応可能なところは、削除

コ 規制解除地域については、以下のとおりとする。

(略)

【県の運用方針】

上記基本方針に基づき規制地域を決定するが、道路周辺の状況（見通し等）によっては規制の必要性を勘案の上、道路からの規制距離を決定し審議会に諮問する。

パブリックコメントの実施結果

1 意見の募集内容

屋外広告物規制地域の指定案

2 意見の募集期間 6月12日(月)から7月10日(月)まで

意見の募集は、県ホームページへの掲載や、屋外広告業団体に通知するなど、広く周知した。

3 意見提出者の数 1人、意見数 1件

4 意見の概要と県の考え方

No.	意見の概要	県の考え方
1	<p>小山町、湖西市の指定は、案に賛成できる。一方で、景観の観点から、屋外広告物の規制については基準が厳しいエリアと少し緩いエリアが混在しているため、統一感がなく、三島市の規制が緩いと感じる。</p> <p>飲食店の案内看板を案内看板として扱うルールこそ、変えるべき。35市町の同一ルールへ、改正するべき。</p> <p>大きさ、色など、規制の中で認められた飲食店の案内看板がOKなら、案内看板が増えて、ルール違反ではない案内看板だらけになる危険性がある。案内看板の規制をもう少し積極的にやるべき。景観として案内看板であるか、ないかは、目的が違うだけで、実質的には屋外広告物の抜け道になっている。指定するなら、その指定エリアでは、徹底的に景観にこだわるべき。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>三島市を含む景観行政団体である各市町は、良好な景観形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を景観計画に定め、地域の実情にあった景観行政を進めており、景観計画に基づき、独自の屋外広告物条例を制定してる市があります。</p> <p>そのため、御指摘のとおり県と独自条例をもつ市とで規制内容に一部差異があります。</p> <p>県条例では、案内看板について、特別規制地域では主要な道路に接していない場合などやむを得ない場合のみ許可申請により設置でき、普通規制地域では許可を得て設置できることとなっています。</p> <p>各地域の実情に応じたルールを設定しておりますが、今後も県と市町等で構成する広域景観協議会等で、規制内容の情報共有を含め連携して屋外広告物の適正化に向けた取組を進めてまいります。</p>